

介護保険負担限度額認定

負担限度額認定とは、[介護保険施設または短期入所（ショートステイ）利用時の食費・部屋代の軽減](#)を行うものです。[（山中湖村では、令和3年4月1日からグループホームも対象となる予定です）](#)

対象となる条件

- ・本人及び同一世帯の方全員が市民税非課税であること（世帯分離または別住所である場合も配偶者（事実婚を含む）が課税されている場合は対象外）
- ・預貯金等（現金、有価証券、投資信託等も含む）の合計額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること

申請に必要なもの

- ・本人及び配偶者の全ての通帳等の写し（直近の記帳済）
- ・負担限度額認定申請書（必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行いますので裏面の同意書の記入・押印も忘れずをお願いします）

その他

- ・前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金等）収入額の合計に応じて負担限度額が決定されます。
- ・不正に負担軽減を受けた場合には、受けた負担軽減に加えて最大2倍の加算金が課される場合がありますのでご注意ください。

山中湖村福祉健康課
介護保険担当
TEL：0555-62-9976